第九十五条の三第一項中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第九十五条の五の十第二項中「(6)又は(8)に」を「(7)又は(9)に」に、「同号ニ(8)」を「同号ニ(9)」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「(7)まで」を「(8)まで」に、「(6)の」を「(7)の」に、「(8)まで」を「(9)まで」に、「前号ニ(6)又は(8)」を「前号ニ(7)又は(9)」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第十三条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項第七号中「同法第二条第十二項に規定する」を削り、「金融商品仲介業者」の下に「（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第三十九条第一項第二号の二において同じ。）を行う者に限る。）」を加え、同条第六項第一号ト中「すべて」を「全て」に改める。

第三十九条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

第六十条の六第一項第一号ホ中「銀行法」の下に「、金融サービスの提供に関する法律」を加える。

（資金決済に関する法律の一部改正）

第十四条　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第二条の二」に、「情報の提供、発行保証金の供託その他の義務」を「業務」に、「第二十一条の二」を「第二十一条の三」に、「第三十七条」を「第三十六条の二」に、「第五十一条の二」を「第五十一条の四」に、「第五十九条」を「第五十八条の二」に改める。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（定義）」を付し、同条第一項中「次条第六項」を「第三条第六項」に改め、同条第二項中「（少額の取引として政令で定めるものに限る。）」を削り、同条第十五項中「第五十一条の二第一項第一号」を「第五十一条の四第一項第一号」に改め、第一章中同条の次に次の一条を加える。

第二条の二　金銭債権を有する者（以下この条において「受取人」という。）からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為（当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。）であって、受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であることその他の内閣府令で定める要件を満たすものは、為替取引に該当するものとする。

第五条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

第八条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

第二章第四節の節名を次のように改める。

第四節　業務

第十三条の見出しを「（利用者の保護等に関する措置）」に改め、同条第二項中「及び第五号」を削り、同条に次の一項を加える。

3　前払式支払手段発行者は、第一項に規定するもののほか、内閣府令で定めるところにより、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第十六条第一項中「内閣総理大臣の承認を受けた」を「その旨を内閣総理大臣に届け出た」に改める。

第二章第四節中第二十一条の二を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（委託先に対する指導）

第二十一条の二　前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第二十五条中「運営に関し、前払式支払手段の利用者の利益を害する事実」を「健全かつ適切な運営を確保するために必要」に、「利用者の利益の保護のために必要な」を「必要の」に、「当該業務の運営の改善に」を「業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上」に改める。

第三十条第二項中「者は」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、同項第四号中「第十号」を「第十一号」に改める。

第三章第一節中第三十七条の前に次の一条を加える。

（定義）

第三十六条の二　この章において「第一種資金移動業」とは、資金移動業のうち、第二種資金移動業及び第三種資金移動業以外のものをいう。

2　この章において「第二種資金移動業」とは、資金移動業のうち、少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むこと（第三種資金移動業を除く。）をいう。

3　この章において「第三種資金移動業」とは、資金移動業のうち、特に少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むことをいう。

第三十八条第一項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　資金移動業の種別（第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業の種別をいう。以下この章において同じ。）

第四十条の次に次の一条を加える。

（業務実施計画の認可）

第四十条の二　資金移動業者は、第一種資金移動業を営もうとするときは、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を定め、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

一　為替取引により移動させる資金の額の上限額を定める場合にあっては、当該上限額

二　為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

三　その他内閣府令で定める事項

2　資金移動業者は、前項に規定する内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3　内閣総理大臣は、その必要の限度において、第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。